

T P P（環太平洋パートナーシップ）に関する主要閣僚会議等の設置について

平成 25 年 4 月 5 日
閣 議 決 定
平成 29 年 7 月 11 日
一 部 改 正
令和 7 年 11 月 11 日
一 部 改 正

1. 内閣に T P P に関する主要閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を設置する。
2. 閣僚会議の構成員は、内閣官房長官、日本成長戦略担当大臣、外務大臣、財務大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。議事進行は、日本成長戦略担当大臣が行う。なお、内閣総理大臣は、必要に応じ、出席することができる。また、閣僚会議は、必要に応じ、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。
3. 閣僚会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、次のとおりとする。ただし、幹事会の議長は、必要に応じ、関係府省の副大臣、大臣政務官、その他関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣官房長官の指名する内閣官房副長官
構成員	内閣官房副長官補（内政担当）、内閣官房副長官補（外政担当）、関係行政機関の職員で議長の指名した官職にある者

4. 閣僚会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、T P P 協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うため、内閣官房に、T P P 等政府対策本部を置く。本部長は日本成長戦略担当大臣をもって充てる。本部長を補佐するため首席交渉官及び政策調整統括官を置く。
5. 前各項に定めるもののほか、閣僚会議及び幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、閣僚会議が定める。